

答 申 書
(答申第5号)
平成17年9月1日

1 審査会の結論

上川支庁が発注する農業農村整備事業に関して独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に公正取引委員会から提出命令を受けた関係書類一式のうち上川支庁27番、29番、37番及び66番の2の一部の文書を不存在としたことは、妥当である

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、公正取引委員会による平成12年5月15日付け勧告書（平成12年（勧）第7号及び同第8号）に関して上川支庁が発注する農業農村整備事業に係る農業土木工事の施工業者等に対して独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に公正取引委員会から提出命令を受けた関係書類一式のうち上川支庁関係分（以下「本件資料」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 本件資料は、平成11年10月20日、上川支庁が発注する農業農村整備事業に関し、公正取引委員会の立入調査の際に提出を命ぜられたものであり、その後、平成14年4月11日に、同委員会から還付されている。

イ 本件資料は、ロッカーや机などに入っていたもので、形態としてはファイリングされていたもののほか、封筒にバラ入れのものやクリップ止めのものなどで、その種類も発注目標額を記載した調整表、再就職に関する資料、企業からの人材要請書、個人の執務参考資料、職員録等の冊子、刊行物、メモ、個人の手帳・ノートなど多種多様なものであった。

ウ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件資料95件の内容を点検し、公文書66件、補助的文書27件及び私物10件（95件の文書には様々な文書が存在することから、文書を細分類したものがあつたため、分類後の件数は95件とは一致しない。）に分類した。

なお、本件資料には、決裁・報告等の手続を経て管理されているものはなかったが、実施機関は実質的に組織共用の状態にあつたと考えられるものを公文書と分類した。

エ この分類をもとに、実施機関は、平成14年6月4日、公文書と分類されたものについては開示ないし一部開示決定処分を、補助的文書及び私物に分類されたものについては不存在通知（以下「処分」という。）を行った。

オ 異議申立人は、この処分のうち補助的文書19件及び私物1件について、実施機関として管理していないことを理由に不存在としたことに対し、平成14年7月31日付けでその取消しを求めていたが、平成16年4月14日付けで、実施機関に対し異議申立てを一部取り下げる旨の書面を提出した。

これを受けて、実施機関は、当審査会に対して、平成16年6月2日付けで、諮問の一部を取り下げる旨の書面を提出した。

カ 当審査会は、異議申立人が異議申立ての一部取り下げ後も上川支庁27番、29

番、37番及び66番の2の一部の文書（以下「本件文書」という。）について、実施機関として管理していないことを理由に不存在としたこと（以下「本件処分」という。）の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性（公文書の該当性）について

ア 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第2条第2項は、「公文書」について「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものであって、実施機関が管理しているものをいう。」と定義している。

「実施機関が管理している」とは、知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）等に基づいて、実施機関が保管又は保存していることをいうものと解される。

イ 実施機関は、本件文書について、

- ①他支庁の指名選考委員会説明資料の写し
- ②営業行為の一つとして出された特定企業の営業目標
- ③打合せ資料、会議資料を作成したフロッピーディスク
- ④団体の要望書

をそれぞれ職員が自己の執務の便宜のために保有していたものとして、実施機関として管理していなかった旨主張する。

ウ そこで「実施機関が管理している」ことの意義を検討した上で、本件文書について、条例上の公文書であるかどうかについて判断することとするが、既に本件資料と同様の農政部関係分の一部については、北海道情報公開審査会が平成15年5月29日付けの答申第59号において、「条例でいう公文書に該当するものは、実施機関が管理しているものであり、そのためには組織共用されていることが要件となるものと考えられ、決裁、報告等の手続が外形的に省略されているものでも対象公文書となるものと解される一方、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためのみ利用し、組織としての共用を予定していない自己研鑽のための研究資料、備忘録、雑誌や新聞のコピー等、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まる決裁文書の起案前の文書や当該文書を作成するために使用したフロッピーディスク等のような職員が職務を執行する過程において作成した事務処理上の補助的な文書又はこれに相当するものは含まれないものと解される。」「どのような状態にあれば組織共用されているものといえるかということについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用状況、保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。」としているところである。

エ 当審査会としては、以上のことを踏まえるとともに、判断に当たっては、公正取引委員会から還付を受けた実施機関が、異議申立てがあったことなどから暫定的に本件文書を預かっていたので、当該文書の提示を求め、審査会において見分した。

(ア) 本件文書の概要及び主な内容

①上川支庁27番の文書について

本件文書は、「上川支庁農業振興部耕地課〇〇課長様」と手書きされたA4版の網走支庁の公用の封筒に収められていた。

この文書は、網走支庁の指名選考委員会参考資料の写しであり、職員が正式文

書と重複する当該文書の写しを自己の執務の便宜のために利用する目的で保有していたものと考えられる。

②上川支庁29番の文書について

本件文書は、A4版の上川支庁の公用の封筒に、実施機関が補助的文書と判断した30番の文書と私文書と判断した31番の文書とともに収められていた。

この文書は、「平成11年度重点営業目標調書」ほかであるが、これは営業行為の一つとして出された特定企業の営業目標を職員が取得し、専ら自己の執務の便宜のために利用する目的で保有していたものと考えられる。

③上川支庁37番の文書について

これは、ラベルに「H11年6月1日以降ルポ（主幹）①」と手書きされフロッピーディスクである。

このフロッピーディスクから公正取引委員会が打ち出した文書によると、打合せ資料や会議資料を作成記録したものと認められ、職員が職務を執行する過程において作成した事務処理上の補助的なものを自己の執務の便宜のために利用する目的で保存していたものと考えられる。

④上川支庁66番の2の一部の文書について

本件文書は、A4版のガバットファイルに、実施機関が公文書として開示した66番の1の文書のほかに、庁内職員向け広報誌、組合関係資料、労働基準監督署パンフレットとともにクリアホルダーに収められていた。

異議申立人は、このうち、「団体の要望書」を公文書として開示すべきと主張するが、この文書は、職員が正式文書と重複する当該文書の写しを自己の執務の便宜のために利用する目的で保有していたものと考えられる。

(イ) 本件文書についての判断

本件文書を見分した結果、多様な内容のものが混在しており、職員が個人的に執務の参考等のために作成又は取得したものを、ファイルに綴じ込め、あるいは別封として挟められていたものと思われ、このようなものが組織共用されていたとは、考えられないものであった。

このことから、本件文書は、実施機関の職員が自己の執務の便宜のために保有していたものであるとする、実施機関の主張に不合理な点はないものと認められる。

これらのことから、本件文書は、実施機関が管理していたものとは認められず、条例で定義する公文書には該当しないものと解され、したがって、本件処分は、妥当であると判断する。

オ 異議申立人の主張について

異議申立人は、道職員が執務の参考に作成した資料等は道の公務のために作成されたものであり、公務のために職員が管理しているのであれば道が管理していたといえるので、本件文書を不存在としたことは不当である旨主張するが、エで述べたとおり本件文書は実施機関が管理するものではなく、条例で定義する公文書に該当しないものであることから異議申立人の主張は採用できない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年 8 月 23日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤公文書開示決定期間延長通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書）の提出
平成14年 8 月 27日	○ 新規諮問事案の報告
平成14年 9 月 11日 （第48回審査会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成16年 6 月 2 日	○ 実施機関から関係書類（①諮問の一部取下書、②異議申立取下書の写し、③諮問取り下げの概要）の提出
平成16年 7 月 12日 （第二部会）	○ 審議
平成16年 9 月 2 日 （第二部会）	○ 審議
平成16年11月25日 （第二部会）	○ 審議
平成17年 5 月 27日 （第 1 回審査会）	○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
平成17年 6 月 27日 （第三部会）	○ 審議
平成17年 7 月 25日 （第三部会）	○ 審議
平成17年 8 月 25日 （第三部会）	○ 審議
平成17年 8 月 30日 （第 4 回審査会）	○ 答申案審議
平成17年 9 月 1 日	○ 答申